

【公演内容について】

質の高い文化芸術活動で、その内容が美術館で行うことが適切であり、かつ来館者の美術鑑賞の妨げにならないこと。

【使用申込文について】

様式は特に定めないが、次の内容を漏らさず記載すること。

- ア エントランスホールを使用する日時
- イ 当該文化芸術活動の名称及びその概要  
音楽・舞台等のジャンルやステージの規模、入場料徴収の有無、徴収有の場合は金額、出演者数や持ち込む予定の機材、演者の経歴、美術館設備で使用したいものなど。
- ウ 高松市との関わり（過去の行事等出演実績など）

【注意事項等】

- ア エントランスホールでの文化芸術活動は、原則、高松市美術館の開館時間内とすること。ただし、美術館が特別に認めた場合に限り、午後 9 時（撤収作業も含める）まで延長することができる。
- イ 美術館運営の都合上、使用当日のホールの状況等が申込時と変わることがあるため、事前に確認しておくこと。
- ウ 冷暖房使用時は大きめの空調音がするので、事前に確認しておくこと。
- エ 美術館の開館時間中に開催する場合は、入場料を無料とすること。
- オ 美術館の開館時間中に開催する場合は、電気を使用する楽器、ドラムセット、太鼓など、大音量のものは使用できない。
- カ ピアノの調律について、美術館では定期的に行っているが、公演に際して必要な場合は使用者にて行うこと。
- キ 許可なく物品の販売やチラシの配布等を行わないこと。
- ク エントランスホールでの飲食は一切しないこと。
- ケ 椅子（100脚程度）は無償で貸与するが、レイアウトは美術館の運営に支障がないか等、あらかじめ美術館職員の承認を得ること。また、椅子の設置・撤去はすべて使用者の責任で行うこと。
- コ 行事の実施に伴う関係機関との連絡・調整をすべて行うこと。立会いが必要な場合は、すべて使用者にて行うこと。
- サ 開催中の事故などは、すべて使用者が責任を負うこと。
- シ 施設利用者の安全を確保するため避難誘導担当をあらかじめ指定しておくこと。
- ス 搬入・搬出時など美術作品又は館内の備品等を損傷する可能性がある場合は、必要に応じて美術館用の損害責任保険にあらかじめ加入すること。
- セ 音楽著作権使用の場合は、使用者が社団法人日本音楽著作権協会に届出を行い、所定の使用料を支払うこと。
- ソ 搬入搬出以外での駐車スペースは確保できないため、美術館地下駐車場（美術館利用による割引は無い）もしくは近隣の駐車場を利用すること。